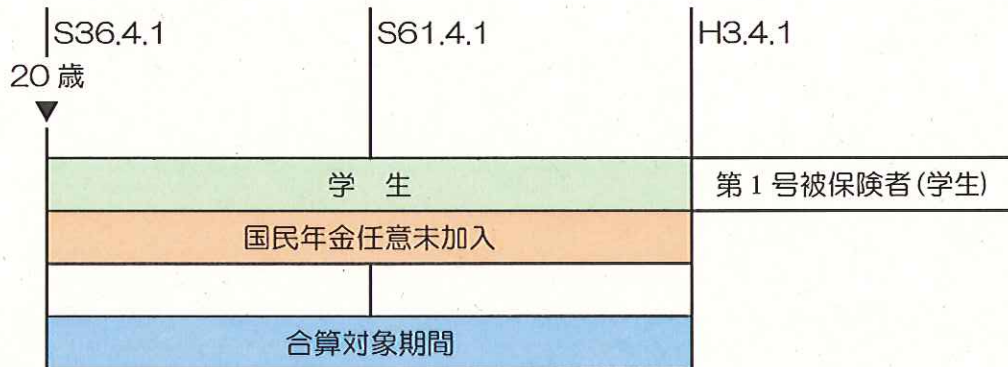


<例2> A2 B6 平成3年3月までの学生であって国民年金に任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満の期間）



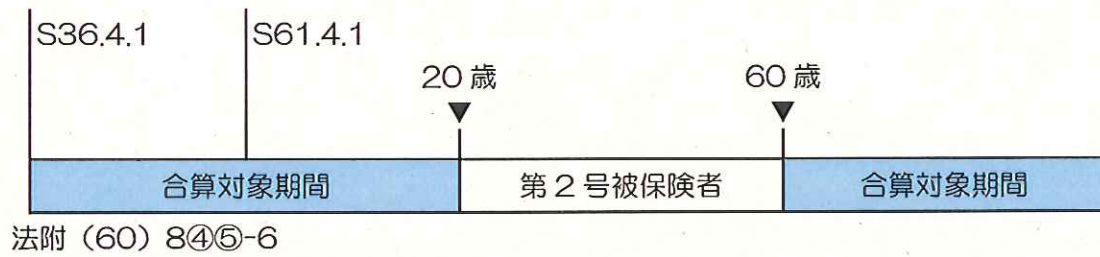
国年法附7①

法附(60)8⑤-1.9

学生であった期間とは、次の期間のうち、定時制（夜間制）及び通信制の学部^ニに在籍していた期間を除いた期間

- ア 高等学校または盲学校・ろう学校・養護学校の高等部の生徒であった期間
- イ 大学・短期大学または短期大学または大学院の学生であった期間
- ウ 高等専門学校^ニの学生であった期間
- エ 各種学校のうち、次のものを養成するための学校の生徒であった期間（昭和61年4月1日以降のものに限る）
 - ①あんまマッサージ指圧士・はり師・きゅう師、②理容師、③栄養士、④保健婦・助産婦・看護士・准看護士、⑤歯科衛生士、⑥診療放射線技師、⑦歯科技工士、⑧美容師、⑨臨床検査技師・衛生検査技師、⑩理学療法士・作業療法士、⑪製菓衛生師、⑫柔道整復師、⑬視能訓練士

<例3> A3 第2号被保険者の期間のうち、20歳未満の期間または60歳以上の期間



国民年金の保険料徴収は、昭和36年4月1日に開始され、被保険者は20歳以上60歳未満とされたため、老齢基礎年金の額も、昭和36年4月1日以降で20歳以上60歳未満の期間を基礎として計算されます。

このため、基礎に反映しない、第2号被保険者であった期間のうち、20歳未満の期間および60歳以後の期間、及び昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳未満の被用者年金制度の加入者の期間も合算対象期間とされます。